様式１号（第４条関係）

（第１面）

屋 外 広 告 物 通 知 書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　　月　　日  栗東市長  　　　　　　　　　　　　　　　　　通知者　住　所    　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の氏名  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話（　　　　） 　　－  栗東市屋外広告物等に関する条例第８条第５項の規定により、次のとおり通知します。 | | | | | | | | |
| 1 種　　　　　 類  (直接該当しない場合は最も類似したものを選ぶこと。) | □自家用・管理用　 □ 非自家用　 □道標・案内図板  □ その他［　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　］ | | | | | | | |
| □屋上　 □壁面　 □突出　 □野立　□禁止物件添加 | | | | | | | |
| □広告板　□広告塔　□立看板　□広告旗　□はり紙　□はり札　□電柱等  □アーチ　□広告幕　□アドバルーン　□ぼんぼり  □街灯柱に設置する広告旗（バナーフラッグ等）  □電光掲示板等 | | | | | | | |
| 2規模および数量等  注:１ | 可変式照明 | | 地 上 高 | 縦 | 横 | 面 数 | 面 積 | 数 量 |
| 有 ・ 無 | | m | m | m | 面 | ㎡ | 個 |
| 有 ・ 無 | | m | m | m | 面 | ㎡ | 個 |
| 有 ・ 無 | | m | m | m | 面 | ㎡ | 個 |
| 3 主 要 な 材 料 | □金属[　　　　　　　 ]　 □木　 　　　　　　 □プラスチック  □照明器具　　　　　　　　□可変式照明器具　　□その他[　　　　　　　　　] | | | | | | | |
| 4 表示(設置)期間 | 年　　　月　　　日　～　　　　年　　　月　　　日(　　年・　月間) | | | | | | | |
| 5 表示（設置）に係る場所（区域） | 栗東市 | | | | | | | |
| 6 条例上の地域区分 | □第１種地域　　　 □第２種地域　　　 □第３種地域  □第４種地域　　　 □第５種地域　　　 □第６種地域 | | | | | | | |
| □推奨基準適用地区 | | | | | | | |
| 7 都市計画法で定める地域地区の区分 | □第１種(第２種)低層住居専用地域／田園住居地域  □第１種(第２種)中高層住居専用地域/第１種(第２種)住居地域/準住居地域  □近隣商業地域/商業地域　　 □準工業地域/工業地域/工業専用地域  □市街化調整区域　　 □風致地区　　 □伝統的建造物群保存地区  □その他[　　　　　　　　　　　] | | | | | | | |
| 8 担 当 部 課 名 | 電話（　　）　　－　　　　　内線（　　　） | | | | | | | |
| 担当者 |  | | | | | | |
| 9 別に管理者を定めた場合の管理者 | 住　所  氏　名 | 電話（　　）　　－ | | | | | | |

※裏面にも記載事項があります。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ※受付欄 | ※決裁区分 | ※決裁権者 | ※課 員 | ※担当者 |
|  | 部長等・課長等 |  |  |  |
| ※経過欄 | 了知した旨の通知 | 年　　月　　日　　第　　　号 | | |
| 備考 | | | |

(第２面）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 10 工 事 施 工 者 | 住　所  氏　名 | | 電話（　　）　　－ | |
| 屋外広告業の登録番号等 | | | 年　　月　　日　滋賀県屋外広告業登録第　　号 |
| 11 景観の保全方針（周辺景観への配慮等） | | □周辺の屋並と調和するような形態を工夫している。  □奇抜な形態を避けている。  □高さを抑えている。  □できるだけ小さくしている。 | | |
| □その他 | | |
| 12 色　　　　　彩 | | □彩度を抑えた色彩を用いている。  □使用する色数を抑えている。  □周辺と調和した色合いになっている。 | | |
| □その他 | | |
| □地の色のマンセル値  ※マンセル値が分かる場合（近似値でも可） ※地の色とは、広告物の下地の色・背景の色をいいます。 | | |
| 13 照　明　設　備 | | □照明設備はない。  □過剰な光が散乱するものや、点滅するものを用いていない。  □表示内容が変化する器具を用いていない。 | | |
| □その他 | | |
| 14 その他景観形成のために配慮したこと | |  | | |

（第３面）

|  |
| --- |
| 15  写 真 貼 付 欄 |

注

1　広告物の数が多い場合は、別紙一覧表を作成してください。

2　次の書類を添付すること。

（１）　表示し、又は設置する場所を示す地図（縮尺５，０００分の１以上のもので、かつ、表示し、又は設置する場所から半径５００メートル以内の地域の全域を表示するものに限る。）

（２）　色彩及び意匠を明らかにした図面

（３）　形状、寸法、材料及び構造を明らかにした仕様書及び図面

（４）　土地、建築物等との関係を明らかにした配置図

（５）　周囲の状況が分かるカラー写真

3　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

4　該当する□内に印を付すこと。

5　※欄は、記入しないこと。

様式２号（第６条関係）

（第１面）

屋 外 広 告 物 届 出 書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　　月　　日  栗東市長  　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者　住　所    　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の氏名  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話（　　　　） 　　－  栗東市屋外広告物等に関する条例第８条第６項の規定により、次のとおり届出します。 | | | | | | | | | | | | |
| 1 種　　　　　 類  (直接該当しない場合は最も類似したものを選ぶこと。) | □自家用・管理用　 □ 非自家用　 □道標・案内図板  □ その他［　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　］ | | | | | | | | | | | |
| □屋上　 □壁面　 □突出　 □野立　□禁止物件添加 | | | | | | | | | | | |
| □広告板　□広告塔　□立看板　□広告旗　□はり紙　□はり札　□電柱等  □アーチ　□広告幕　□アドバルーン　□ぼんぼり  □街灯柱に設置する広告旗（バナーフラッグ等）  □電光掲示板等 | | | | | | | | | | | |
| 2規模および数量等  注:１ | 可変式照明 | 地 上 高 | | 縦 | 横 | | | 面 数 | | 面 積 | | 数 量 |
| 有 ・ 無 | m | | m | m | | | 面 | | ㎡ | | 個 |
| 有 ・ 無 | m | | m | m | | | 面 | | ㎡ | | 個 |
| 有 ・ 無 | m | | m | m | | | 面 | | ㎡ | | 個 |
| 3 主 要 な 材 料 | □金属[　　　　　　　 ]　 □木　 　　　　　　 □プラスチック  □照明器具　　　　　　　　□可変式照明器具　　□その他[　　　　　　　　　] | | | | | | | | | | | |
| 4 表示(設置)期間 | 年　　　月　　　日　～　　　　年　　　月　　　日(　　年・　月間) | | | | | | | | | | | |
| 5 建築基準法による工作物の確認 | □不要  □有  □申請中  □未申請 | | 6 道路法による道路の占用許可 | | | □不要  □有  □申請中  □未申請 | | | 7道路交通法による道路の使用許可 | | □不要  □有  □申請中  □未申請 | |
| 8 表示(設置)に係る場所(区域) | 栗東市 | | | | | | 9 土地（建物）所有者等の承諾 | | | | □不要  □有  □協議中 | |
| 10 条例上の地域区分 | □第１種地域　　　 □第２種地域　　　 □第３種地域  □第４種地域　　　 □第５種地域　　　 □第６種地域 | | | | | | | | | | | |
| □推奨基準適用地区 | | | | | | | | | | | |
| 11 都市計画法で定める地域地区の区分 | □第１種(第２種)低層住居専用地域／田園住居地域  □第１種(第２種)中高層住居専用地域/第１種(第２種)住居地域/準住居地域  □近隣商業地域/商業地域　　 □準工業地域/工業地域/工業専用地域  □市街化調整区域　　 □風致地区　　 □伝統的建造物群保存地区  □その他[　　　　　　　　　　　] | | | | | | | | | | | |

　※裏面にも記載事項があります。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ※受付欄 | ※決裁区分 | ※決裁権者 | ※課 員 | ※担当者 |
|  | 部長等・課長等 |  |  |  |
| ※備　考 | 届出済番号 | | 年　　月　　日　　第　　　号 | |
|  | | | |

(第２面）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 12 管理者 | 住　所  氏 名 | 電話（ 　 ）　　 － | |
| 資格等 | □登録試験機関の試験合格者（屋外広告士）  □講習会修了者　　　　 □職業訓練指導員免許所持者  □技能検定合格者　　　 □職業訓練修了者  □点検技能講習修了者　 □不要 | |
| 13 工 事 施 行 者 | 住　所  氏 名 | 電話（ 　 ）　　 － | |
| 屋外広告業の登録番号等 | | 年　　月　　日　滋賀県屋外広告業登録第　　　　　号 |
| 14 景観の保全方針（周辺景観への配慮等） | □周辺の屋並と調和するような形態を工夫している。  □奇抜な形態を避けている。  □高さを抑えている。  □できるだけ小さくしている。 | | |
| □その他 | | |
| 15 色　　　　　彩 | □彩度を抑えた色彩を用いている。  □使用する色数を抑えている。  □周辺と調和した色合いになっている。 | | |
| □その他 | | |
| □地の色のマンセル値  ※マンセル値が分かる場合（近似値でも可） ※地の色とは、広告物の下地の色・背景の色をいいます。 | | |
| 16 照　明　設　備 | □照明設備はない。  □過剰な光が散乱するものや、点滅するものを用いていない。  □表示内容が変化する器具を用いていない。 | | |
| □その他 | | |
| 17 その他景観形成のために配慮したこと |  | | |

（第３面）

|  |
| --- |
| 18  写 真 貼 付 欄 |

注

1　広告物の数が多い場合は、別紙一覧表を作成してください。

2　次の書類を添付すること。

（１）　表示し、又は設置する場所を示す地図（縮尺５，０００分の１以上のもので、かつ、表示し、又は設置する場所から半径５００メートル以内の地域の全域を表示するものに限る。）

（２）　色彩及び意匠を明らかにした図面

（３）　形状、寸法、材料及び構造を明らかにした仕様書及び図面

（４）　土地、建築物等との関係を明らかにした配置図

（５）　周囲の状況が分かるカラー写真

3　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

4　該当する□内に印を付すこと。

5　※欄は、記入しないこと。

様式３号（第７条、第１２条関係）

（第１面）

許可

屋外広告物 変更許可 申請書

継続許可

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　　月　　日  栗東市長  　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　所  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ふ り が な  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話（　　　　） 　　－  栗東市屋外広告物等に関する条例（第１０条、第１５条第１項・第２項）の規定により、次のとおり申請します。 | | | | | | | | | | | | |
| 1 種　　　　　 類  (直接該当しない場合は最も類似したものを選ぶこと。) | □自家用・管理用　 □ 非自家用　 □道標・案内図板  □ その他［　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　］ | | | | | | | | | | | |
| □屋上　 □壁面　 □突出　 □野立　□禁止物件添加 | | | | | | | | | | | |
| □広告板　□広告塔　□立看板　□広告旗　□はり紙　□はり札　□電柱等  □アーチ　□広告幕　□アドバルーン　□ぼんぼり  □街灯柱に設置する広告旗（バナーフラッグ等）  □電光掲示板等 | | | | | | | | | | | |
| 2規模および数量等  注:１ | 可変式照明 | 地 上 高 | | 縦 | 横 | | | 面 数 | | 面 積 | | 数 量 |
| 有 ・ 無 | m | | m | m | | | 面 | | ㎡ | | 個 |
| 有 ・ 無 | m | | m | m | | | 面 | | ㎡ | | 個 |
| 有 ・ 無 | m | | m | m | | | 面 | | ㎡ | | 個 |
| 3 主 要 な 材 料 | □金属[　　　　　　　 ]　 □木　 　　　　　　 □プラスチック  □照明器具　　　　　　　　□可変式照明器具　　□その他[　　　　　　　　　] | | | | | | | | | | | |
| 4 表示(設置)期間 | 年　　　月　　　日　～　　　　年　　　月　　　日(　　年・　月間) | | | | | | | | | | | |
| 5 建築基準法による工作物の確認 | □不要  □有  □申請中  □未申請 | | 6 道路法による道路の占用許可 | | | □不要  □有  □申請中  □未申請 | | | 7道路交通法による道路の使用許可 | | □不要  □有  □申請中  □未申請 | |
| 8 表示(設置)に係る場所(区域) | 栗東市 | | | | | | 9 土地（物件）所有者等の承諾 | | | | □不要  □有  □協議中 | |
| 10 条例上の地域区分 | □第１種地域　　　 □第２種地域　　　 □第３種地域  □第４種地域　　　 □第５種地域　　　 □第６種地域 | | | | | | | | | | | |
| □推奨基準適用地区 | | | | | | | | | | | |

※裏面にも記載事項があります。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ※受　　付　　欄 | ※手数料 | ※決裁区分 | ※決裁権者 | ※課 員 | ※担当者 |
|  | 円 | 部長等  ・課長等 |  |  |  |
| ※許　可　条　件 |  | | | | |
| ※許 可 番 号 | 年　 月　　日　 栗東市指令 　　第　　　　　　　　号 | | | | |

(第２面）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 11 都市計画法で定める地域地区の区分 | □第１種(第２種)低層住居専用地域／田園住居地域  □第１種(第２種)中高層住居専用地域/第１種(第２種)住居地域/準住居地域  □近隣商業地域/商業地域　　□準工業地域/工業地域/工業専用地域  □市街化調整区域　□風致地区　□伝統的建造物群保存地区　□その他[　　　　] | | |
| 12 管理者 | 住　所  氏 名 | 電話（ 　 ）　　 － | |
| 資格等 | □登録試験機関の試験合格者（屋外広告士）  □講習会修了者　　　　 □職業訓練指導員免許所持者  □技能検定合格者　　　 □職業訓練修了者  □点検技能講習修了者　 □不要 | |
| 13 工事施行者 | 住　所  氏 名 | 電話（ 　 ）　　 － | |
| 屋外広告業の登録番号等 | | 年　　月　　日　滋賀県屋外広告業登録第　　　　　号 |
| 14 土地(物件)の所有者等の承諾 | 本件広告物等の表示(設置)を承諾します。  住　所  氏 名 　　 　　　　　 電話（ 　 ）　　－ | | |
| 15　広告主の住所及び氏名  注:８ | □申請者と同じ。 （下段は記入不要）  □申請者と異なる。（下段に記入） | | |
| 住　所  氏　名  電話（ 　 ）　　－ | | |
| 16景観の保全方針（周辺景観への配慮等） | □周辺の屋並と調和するような形態を工夫している。  □奇抜な形態を避けている。  □高さを抑えている。  □できるだけ小さくしている。 | | |
| □その他 | | |
| 17色　　　　　彩 | □彩度を抑えた色彩を用いている。  □使用する色数を抑えている。  □周辺と調和した色合いになっている。 | | |
| □その他 | | |
| □地の色のマンセル値  ※マンセル値が分かる場合（近似値でも可） ※地の色とは、広告物の下地の色・背景の色をいいます。 | | |
| 18 照明設備 | □照明設備はない。  □過剰な光が散乱するものや、点滅するものを用いていない。  □表示内容が変化する器具を用いていない。 | | |
| □その他 | | |

（第３面）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 19 その他景観形成のために配慮したこと |  | |
| 20  写 真 貼 付 欄 | | |
| 21 許可番号等  新規の許可申請にあっては、記入する必要はありません。 | 許可番号 | 年 　月 　日　栗東市指令　　　第　　　　号 |
| 表示(設置)期間 | 年 　月 　日 ～ 　年 　月 　日（　　年・　月間） |
| 栗 東 市 納 付 済 証 貼 付 欄 | | |

注

1　広告物の数が多い場合は、別紙一覧表を作成すること。

2　新規の許可申請にあっては、次の書類を添付すること。

（１）　表示し、又は設置する場所を示す地図（縮尺５，０００分の１以上のもので、かつ、表示し、又は設置する場所から半径５００メートル以内の地域の全般を表示するものに限る。）

（２）　色彩及び意匠を明らかにした図面

（３）　形状、寸法、材料及び構造を明らかにした図面

（４）　土地又は建築物等との関係を明らかにした配置図

（５）　周囲の状況が分かるカラー写真

(６) 条例第９条第１項の規定の適用を受ける物件に係る申請である場合にあっては、管理者が県条例第25条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

3　変更の許可申請にあっては、注１に掲げる書類のほか、変更に係る注２(2)から(6)までに掲げる書類を添付すること。

4　継続の許可申請にあっては、次の書類を添付すること。

（１）　注２(1)に掲げる書類及び継続に係る広告物又は掲出物件のカラー写真

（２）　屋外広告物安全点検調書（当該掲出物件が広告板、広告塔（ネオン類照明広告物を含む。）、アーチ広告物又は広告幕を掲出する物件である場合に限る。）

5　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

6　該当する □ 内に印を付すこと。

7　※欄は、記入しないこと。

8　「広告主」とは、自ら又は屋外広告業者その他の者に委託することにより、広告物を表示し、又は掲出物件を設

置する者をいいます。

（第１面）

許可

屋外広告物 変更許可 申請書

継続許可

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　　月　　日  栗東市長  　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　所  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ふ り が な  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話（　　　　） 　　－  栗東市屋外広告物等に関する条例（第１０条、第１５条第１項・第２項）の規定により、次のとおり申請します。 | | | | | | | | | | | | |
| 1 種　　　　　 類  (直接該当しない場合は最も類似したものを選ぶこと。) | □自家用・管理用　 □ 非自家用　 □道標・案内図板  □ その他［　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　］ | | | | | | | | | | | |
| □屋上　 □壁面　 □突出　 □野立　□禁止物件添加 | | | | | | | | | | | |
| □広告板　□広告塔　□立看板　□広告旗　□はり紙　□はり札　□電柱等  □アーチ　□広告幕　□アドバルーン　□ぼんぼり  □街灯柱に設置する広告旗（バナーフラッグ等）  □電光掲示板等 | | | | | | | | | | | |
| 2規模および数量等  注:１ | 可変式照明 | 地 上 高 | | 縦 | 横 | | | 面 数 | | 面 積 | | 数 量 |
| 有 ・ 無 | m | | m | m | | | 面 | | ㎡ | | 個 |
| 有 ・ 無 | m | | m | m | | | 面 | | ㎡ | | 個 |
| 有 ・ 無 | m | | m | m | | | 面 | | ㎡ | | 個 |
| 3 主 要 な 材 料 | □金属[　　　　　　　 ]　 □木　 　　　　　　 □プラスチック  □照明器具　　　　　　　　□可変式照明器具　　□その他[　　　　　　　　　] | | | | | | | | | | | |
| 4 表示(設置)期間 | 年　　　月　　　日　～　　　　年　　　月　　　日(　　年・　月間) | | | | | | | | | | | |
| 5 建築基準法による工作物の確認 | □不要  □有  □申請中  □未申請 | | 6 道路法による道路の占用許可 | | | □不要  □有  □申請中  □未申請 | | | 7道路交通法による道路の使用許可 | | □不要  □有  □申請中  □未申請 | |
| 8 表示(設置)に係る場所(区域) | 栗東市 | | | | | | 9 土地（物件）所有者等の承諾 | | | | □不要  □有  □協議中 | |
| 10 条例上の地域区分 | □第１種地域　　　 □第２種地域　　　 □第３種地域  □第４種地域　　　 □第５種地域　　　 □第６種地域 | | | | | | | | | | | |
| □推奨基準適用地区 | | | | | | | | | | | |

　※裏面にも記載事項があります。

|  |
| --- |
| 栗東市指令　　第　　　　　号  　本件広告物（掲出物件）の表示（設置）を、栗東市屋外広告物等に関する条例の規定により次の条件を付して許可します。  　　　　年　　　月　　　日　　　　　　　　　　　　　　　　栗東市長  許可条件 |

(第２面）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 11 都市計画法で定める地域地区の区分 | □第１種(第２種)低層住居専用地域／田園住居地域  □第１種(第２種)中高層住居専用地域/第１種(第２種)住居地域/準住居地域  □近隣商業地域/商業地域　　□準工業地域/工業地域/工業専用地域  □市街化調整区域　□風致地区　□伝統的建造物群保存地区　□その他[　　　　] | | |
| 12 管理者 | 住　所  氏 名 | 電話（ 　 ）　　 － | |
| 資格等 | □登録試験機関の試験合格者（屋外広告士）  □講習会修了者　　　　 □職業訓練指導員免許所持者  □技能検定合格者　　　 □職業訓練修了者  □点検技能講習修了者　 □不要 | |
| 13 工事施行者 | 住　所  氏 名 | 電話（ 　 ）　　 － | |
| 屋外広告業の登録番号等 | | 年　　月　　日　滋賀県屋外広告業登録第　　　　　号 |
| 14 土地(物件)の所有者等の承諾 | 本件広告物等の表示(設置)を承諾します。  住　所  氏 名 　　 　　　　　 電話（ 　 ）　　－ | | |
| 15　広告主の住所及び氏名  注:８ | □申請者と同じ。 （下段は記入不要）  □申請者と異なる。（下段に記入） | | |
| 住　所  氏　名  電話（ 　 ）　　－ | | |
| 16景観の保全方針（周辺景観への配慮等） | □周辺の屋並と調和するような形態を工夫している。  □奇抜な形態を避けている。  □高さを抑えている。  □できるだけ小さくしている。 | | |
| □その他 | | |
| 17色　　　　　彩 | □彩度を抑えた色彩を用いている。  □使用する色数を抑えている。  □周辺と調和した色合いになっている。 | | |
| □その他 | | |
| □地の色のマンセル値  ※マンセル値が分かる場合（近似値でも可） ※地の色とは、広告物の下地の色・背景の色をいいます。 | | |
| 18 照明設備 | □照明設備はない。  □過剰な光が散乱するものや、点滅するものを用いていない。  □表示内容が変化する器具を用いていない。 | | |
| □その他 | | |

（第３面）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 19 その他景観形成のために配慮したこと |  | |
| 20  写 真 貼 付 欄 | | |
| 21 許可番号等  新規の許可申請にあっては、記入する必要はありません。 | 許可番号 | 年 　月 　日　栗東市指令　　　第　　　　号 |
| 表示(設置)期間 | 年 　月 　日 ～ 　年 　月 　日（　　年・　月間） |
| 栗 東 市 納 付 済 証 貼 付 欄 | | |

注

1　広告物の数が多い場合は、別紙一覧表を作成すること。

2　新規の許可申請にあっては、次の書類を添付すること。

（１）　表示し、又は設置する場所を示す地図（縮尺５，０００分の１以上のもので、かつ、表示し、又は設置する場所から半径５００メートル以内の地域の全般を表示するものに限る。）

（２）　色彩及び意匠を明らかにした図面

（３）　形状、寸法、材料及び構造を明らかにした図面

（４）　土地又は建築物等との関係を明らかにした配置図

（５）　周囲の状況が分かるカラー写真

(６) 条例第９条第１項の規定の適用を受ける物件に係る申請である場合にあっては、管理者が県条例第25条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

3　変更の許可申請にあっては、注１に掲げる書類のほか、変更に係る注２(2)から(6)までに掲げる書類を添付すること。

4　継続の許可申請にあっては、次の書類を添付すること。

（１）　注２(1)に掲げる書類及び継続に係る広告物又は掲出物件のカラー写真

（２）　屋外広告物安全点検調書（当該掲出物件が広告板、広告塔（ネオン類照明広告物を含む。）、アーチ広告物又は広告幕を掲出する物件である場合に限る。）

5　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

6　該当する □ 内に印を付すこと。

7　※欄は、記入しないこと。

8　「広告主」とは、自ら又は屋外広告業者その他の者に委託することにより、広告物を表示し、又は掲出物件を設

置する者をいいます。

|  |
| --- |
| この処分について、不服があるときは、行政不服審査法の規定により、処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、栗東市長に対して審査請求をすることができます。  　また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に栗東市を被告（栗東市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。  　ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。 |

様式４号（第１０条関係）

住 所 氏 名 変 更 届 出 書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　　月　　日  栗東市長  　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者　住　所  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ふ り が な  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話（　　　　） 　　－  栗東市屋外広告物等に関する条例第１３条の規定により、次のとおり通知します。 | | | | | | | | | | | | |
| 許可番号等及び  許可期間 | | | 年　　月　　日 　　栗東市指令　　第　　　　　号 | | | | | | | | | |
| 年　　月　　日～　　　　年　　月　　日(　　年　　月間) | | | | | | | | | |
| 種　　　　　 類  (直接該当しない場合は最も類似したものを選ぶこと。) | | | □自家用・管理用　 □ 非自家用　 □道標・案内図板  □ その他［　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　］ | | | | | | | | | |
| □屋上　 □壁面　 □突出　 □野立　□禁止物件添加 | | | | | | | | | |
| □広告板　□広告塔　□立看板　□広告旗　□はり紙　□はり札　□電柱等  □アーチ　□広告幕　□アドバルーン　□ぼんぼり  □街灯柱に設置する広告旗（バナーフラッグ等）  □電光掲示板等 | | | | | | | | | |
| 規模および数量等  注:１ | | | 可変式照明 | 地 上 高 | | 縦 | | 横 | 面 数 | | 面 積 | 数 量 |
| 有 ・ 無 | m | | m | | m | 面 | | ㎡ | 個 |
| 有 ・ 無 | m | | m | | m | 面 | | ㎡ | 個 |
| 有 ・ 無 | m | | m | | m | 面 | | ㎡ | 個 |
| 表示(設置)に係る場所(区域) | | | 栗東市 | | | | | | | | | |
| 変  更  事  項 | 表示  者等 | 住所  氏名 | 変　　　　更　　　　前 | | | | 変　　　　更　　　　後 | | | 変　更　年　月　日 | | |
| 電話(　　)　　－ | | | | 電話(　　)　　－ | | | 年　　月　　日 | | |
| 管理  者 | 住所  氏名 | 電話(　　)　　－ | | | | 電話(　　)　　－ | | | 年　　月　　日 | | |
| 資格等 | □登録試験機関の試験合格者  □講習会修了者  □職業訓練指導員免許所持者  □職業訓練修了者  □技能検定合格者　□不要 | | | | □登録試験機関の試験合格者  □講習会修了者  □職業訓練指導員免許所持者  □職業訓練修了者  □技能検定合格者　□不要 | | | 年　　月　　日 | | |
| 変更理由 | | |  | | | | | | | | | |
| ※受付欄 | | | ※　課長 | | ※　課員 | | | | | ※　担当者 | | |
|  | | |  | |  | | | | |  | | |
| ※備　考 | | |  | | | | | | | | | |

注

1　広告物の数が多い場合は、別紙一覧表を作成すること。

2　管理者が条例第１２条第２項の規定の適用を受ける場合にあっては、当該管理者が県条例

第２５条第１項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付すること。

3　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

4　該当する□内に印を付すこと。

5　※欄は、記入しないこと。

様式第５号(第１１条関係)

その１　野立広告物用

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | 屋外広告物許可証票 | |
| 許可年月日 | 年　　月　　日 |
| 許可番号 | 栗東市指令　　　　第　　　号 |
| 10センチメートル以上 | |
| 表示(設置)期間 | 年　　月　　日から  　　　年　　月　　日まで |
|  |  |
| 管理者の住所及び氏名 | 電話　　　(　　) |
|  |  |  | |
|  | | 15センチメートル以上 | |

その２　その他の広告物用

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  | 屋外広告物許可証票  　　第　　　号  　　　　年　　月　　日まで有効  　　栗東市 |
| 5センチメートル | |
|  |  |
|  |  |  |
|  | | 6センチメートル |

様式６号（第１２条関係）

（表）

屋外広告物安全点検調書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　　　月　　　日  （宛先）　栗東市長  報告者　　住　所  　　　　　氏　名  　　　　　電話番号　（　　　　）　　　　―  （法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）  点検結果を踏まえ、適切な管理に努めます。要改善の異常について、改善予定に記載のとおり対応します | | | | | | | | | | |
| 許可年月日 | | | 年　　月　　日 | | | 許 可 番 号 | | | 第　　　　　　号 | |
| 広告物等の種類 | | | □屋上　 □壁面　 □突出　 □野立　□禁止物件添加　□その他（　　　　　） | | | | | | | |
| 表示・設置場所 | | |  | | | | | | | |
| 表示・設置年月日 | | | 年　　　月　　　日 | | | 点検年月日 | | | 年　　　月　　　日 | |
| 点検者  （法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び点検者の氏名） | | | 氏　　名 | 屋外広告業登録　無・有  （登録番号：　　　　　　　　登録自治体：　　　　　　　　　　） | | | | | | |
| 住　　所 |  | | | | | | |
| 電話番号 |  | | | | | | |
| 資格名称 | □登録試験機関の試験合格者（屋外広告士）  □登録試験機関の試験合格者　 □点検技能講習修了者  □講習会修了者　　　　　　　 □職業訓練指導員免許所持者  □技能検定合格者　　　　　　 □職業訓練修了者 | | | | | | |
| □管理者（上記の資格を有しない者に限る。） | | | | | | |
| 点検  箇所 | 点　　検　　項　　目 | | | | 該当無  の場合 | | 異常の  有・無 | 異常の評価 | | 改善の概要 |
| 基礎部・  上部構造 | １　上部構造全体の傾斜、ぐらつき | | | | 該当無 | | 有・無 | 経過観察・要改善 | | 改善済・改善予定（　 年　月） |
| ２　基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき | | | | 該当無 | | 有・無 | 経過観察・要改善 | |
| ３　鉄骨のさび発生、塗装の劣化 | | | | 該当無 | | 有・無 | 経過観察・要改善 | |
| 支持部 | １　鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間 | | | | 該当無 | | 有・無 | 経過観察・要改善 | | 改善済・改善予定（　 年　月） |
| ２　鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落 | | | | 該当無 | | 有・無 | 経過観察・要改善 | |
| 取付部 | １　アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形 | | | | 該当無 | | 有・無 | 経過観察・要改善 | | 改善済・改善予定（　 年　月） |
| ２　溶接部の劣化、コーキングの劣化 | | | | 該当無 | | 有・無 | 経過観察・要改善 | |
| ３　取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常 | | | | 該当無 | | 有・無 | 経過観察・要改善 | |
| 広告板 | １　表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落 | | | | 該当無 | | 有・無 | 経過観察・要改善 | | 改善済・改善予定（　 年　月） |
| ２　側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損 | | | | 該当無 | | 有・無 | 経過観察・要改善 | |
| ３　広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり | | | | 該当無 | | 有・無 | 経過観察・要改善 | |
| 照明装置 | １　照明装置のゆるみ、不点灯、不発光 | | | | 該当無 | | 有・無 | 経過観察・要改善 | | 改善済・改善予定（　 年　月） |
| ２　照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水 | | | | 該当無 | | 有・無 | 経過観察・要改善 | |
| ３　分電盤、安全ブレーカー等、周辺機器の劣化、破損 | | | | 該当無 | | 有・無 | 経過観察・要改善 | |
| その他 | １　付属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけ等）の腐食、破損 | | | | 該当無 | | 有・無 | 経過観察・要改善 | | 改善済・改善予定（　 年　月） |
| ２　避雷針の腐食や損傷、避雷針取付部の異常 | | | | 該当無 | | 有・無 | 経過観察・要改善 | |
| ３　その他 | 塗料等のはく離、表示面の汚染・退色又ははく離 | | | 該当無 | | 有・無 | 経過観察・要改善 | |
| (　　　　　　　　　　　　　　　　) | | | 該当無 | | 有・無 | 経過観察・要改善 | |

（裏）

備考１　許可の期間の更新申請に係る広告物等が複数ある場合、広告物等ごとに報告書を作成すること。点検した広告物等の全体写真（当該報告書の対象となる広告物等を明示）及び異常の評価が要改善となった箇所の写真を添付すること。

備考２　異常の評価が要改善の場合には、「改善の概要」欄を記入すること。

注

1　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

2　該当する □ 内に印を付すこと。

3　※欄は、記入しないこと。

様式７号（第１３条関係）

（表）

景観重要屋外広告物指定申請書

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　　月　　日  栗東市長  　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　所  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ふ り が な  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話（　　　　） 　　－  栗東市屋外広告物等に関する条例第１６条の規定により、次のとおり申請します。 | | | | | |
| 1 種　　　　　 類  (直接該当しない場合は最も類似したものを選ぶこと。) | □自家用・管理用　 □ 非自家用　 □道標・案内図板  □ その他［　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　］ | | | | |
| □屋上　 □壁面　 □突出　 □野立　□禁止物件添加 | | | | |
| □広告板　□広告塔　□立看板　□広告旗　□はり紙　□はり札　□電柱等  □アーチ　□広告幕　□アドバルーン　□ぼんぼり  □街灯柱に設置する広告旗（バナーフラッグ等）  □電光掲示板等 | | | | |
| 2 概　　　　　 要 | 表示又は設置の場所 | | 栗東市 | | |
| 規格 | |  | | |
| 素材 | |  | | |
| 制作年 | |  | | |
| 数量 | |  | | |
| 3 特　記　事　項  （由緒、景観に配慮した事項等） |  | | | | |
| 4 管理者 | 住　所  氏　名 | 電話（ 　 ）　　 － | | | |
| 資格等 | □登録試験機関の試験合格者（屋外広告士）  □講習会修了者　　　　 □職業訓練指導員免許所持者  □技能検定合格者　　　 □職業訓練修了者  □点検技能講習修了者　 □不要 | | | |
| ※受付欄 | ※　課長 | | | ※　課員 | ※　担当者 |
|  |  | | |  |  |
| ※備　考 |  | | | | |

(裏）

|  |
| --- |
| 5  写 真 貼 付 欄 |

注

1　次の書類を添付すること。

（１）　表示し、又は設置する場所を示す地図（縮尺５，０００分の１以上のもので、かつ、表示し、又は設置する場所から半径５００メートル以内の地域の全般を表示するものに限る。）

（２）　周囲の状況が分かるカラー写真

2　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

3　該当する □ 内に印を付すこと。

4　※欄は、記入しないこと。

様式８号（第１４条関係）

屋 外 広 告 物 除 却 届 出 書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　　月　　日  栗東市長  　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者　住　所  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ふ り が な  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話（　　　　） 　　－  栗東市屋外広告物等に関する条例第１８条第２項の規定により、次のとおり通知します。 | | | | | | | | | |
| 許可、通知または届出の番号等 | 年　　月　　日 　　栗東市 　　　　指令第　　　　　号 | | | | | | | | |
| 1 種　　　　　 類  (直接該当しない場合は最も類似したものを選ぶこと。) | □自家用・管理用　 □ 非自家用　 □道標・案内図板  □ その他［　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　］ | | | | | | | | |
| □屋上　 □壁面　 □突出　 □野立　□禁止物件添加 | | | | | | | | |
| □広告板　□広告塔　□立看板　□広告旗　□はり紙　□はり札　□電柱等  □アーチ　□広告幕　□アドバルーン　□ぼんぼり  □街灯柱に設置する広告旗（バナーフラッグ等）  □電光掲示板等 | | | | | | | | |
| 2規模および数量等  注:１ | 可変式照明 | 地 上 高 | | 縦 | 横 | 面 数 | | 面 積 | 数 量 |
| 有 ・ 無 | m | | m | m | 面 | | ㎡ | 個 |
| 有 ・ 無 | m | | m | m | 面 | | ㎡ | 個 |
| 有 ・ 無 | m | | m | m | 面 | | ㎡ | 個 |
| 3 主 要 な 材 料 | □金属[　　　　　　　 ]　 □木　 　　　　　　 □プラスチック  □照明器具　　　　　　　　□可変式照明器具　　□その他[　　　　　　　　　] | | | | | | | | |
| 4 表示(設置)期間 | 年　　　月　　　日　～　　　　年　　　月　　　日(　　年・　月間) | | | | | | | | |
| 5 表示（設置）にかかる場所（区域） | 栗東市 | | | | | | | | |
| ※受付欄 | ※　課長 | | ※　課員 | | | | ※　担当者 | | |
|  |  | |  | | | |  | | |
| ※備　考 |  | | | | | | | | |

注

1　当該広告物又は掲出物件の除却後の現況写真を添付すること。

2　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

3　該当する□内に印を付すこと。

4　※欄は、記入しないこと。

様式第９号(第１５条関係)

|  |  |
| --- | --- |
|  | これは違反屋外広告物です。  　　　　　　　　　　　　年　　月　　日  　この屋外広告物は、栗東市屋外広告物等に関する条例に違反しています。  栗東市  　連絡先  　　栗東市○○部○○○○課  　　電話　○○○―○○○―○○○○ |

　　　　　注)　外枠は、赤色とする。

様式１０号（第１８条関係）

保 管 広 告 物 等 受 領 書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年　　月　　日  栗東市長  　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者　住　所  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ふ り が な  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話（　　　　） 　　－  栗東市屋外広告物等に関する条例第２５条第１項の規定により、次のとおり通知します。 | | |
| 返還を受けた日時 | 年 　　月 　　日 午前・午後 時　　分 | |
| 返還を受けた場所 |  | |
| 返還を受けた保管  広告物等 | 整理番号等 |  |
| 種　　類 |  |
| 数　　量 |  |
| （返還を受けた金額） |  | |

注

1　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

様式１１号（第２０条関係）

（表）

特 定 屋 内 広 告 物 表 示 届

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　　月　　日  栗東市長  　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者　住　所    　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の氏名  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話（　　　　） 　　－  栗東市屋外広告物等に関する条例第２６条の規定により、次のとおり届出します。 | | | | |
| 1規模および数量等  注:１ |  | １の開口部等に表示しようとする特定屋内広告物の面積 | 当該開口部等の面積 | 当該開口部等に存する既存の特定屋内広告物の合計 |
| １階以下 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| ２階以上 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| １の立面における既存の特定屋内広告物の面積の合計 | | | ㎡ |
| 2 表示(設置)期間 | 年　　　月　　　日　～　　　　年　　　月　　　日(　　年・　月間) | | | |
| 3 表示(設置)に係る場所(区域) | 栗東市 | | | |
| 4 条例上の地域区分 | □第１種地域　　　 □第２種地域　　　 □第３種地域  □第４種地域　　　 □第５種地域　　　 □第６種地域 | | | |
| □推奨基準適用地区 | | | |
| 5 都市計画法で定める地域地区の区分 | □第１種(第２種)低層住居専用地域／田園住居地域  □第１種(第２種)中高層住居専用地域/第１種(第２種)住居地域/準住居地域  □近隣商業地域/商業地域　　 □準工業地域/工業地域/工業専用地域  □市街化調整区域　　 □風致地区　　 □伝統的建造物群保存地区  □その他[　　　　　　　　　　　] | | | |

　※裏面にも記載事項があります。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ※受付欄 | ※決裁区分 | ※決裁権者 | ※課 員 | ※担当者 |
| 部長等・課長等 |  |  |  |
| ※備　考 | 届出済番号 | | 年　　月　　日　　第　　　号 | |
|  | | | |

(裏）

|  |  |
| --- | --- |
| 6 景観の保全方針（周辺景観への配慮等） | □周辺の屋並と調和するような形態を工夫している。  □奇抜な形態を避けている。  □高さを抑えている。  □できるだけ小さくしている。 |
| □その他 |
| 7 色　　　　　彩 | □彩度を抑えた色彩を用いている。  □使用する色数を抑えている。  □周辺と調和した色合いになっている。 |
| □その他 |
| □地の色のマンセル値  ※マンセル値が分かる場合（近似値でも可） ※地の色とは、広告物の下地の色・背景の色をいいます。 |
| 8 その他景観形成のために配慮したこと |  |
| 9  写 真 貼 付 欄 | |

注

1　広告物の数が多い場合は、別紙一覧表を作成してください。

2　次の書類を添付すること。

（１）　表示し、又は設置する場所を示す地図（縮尺５，０００分の１以上のもので、かつ、表示し、又は設置する場所から半径５００メートル以内の地域の全域を表示するものに限る。）

（２）　土地、建築物等との関係を明らかにした配置図（平面図）

（３）　色彩及び意匠を明らかにした図面（立面図）

（４）　屋内広告物の意匠図及び屋内広告物を定着させる建築物の全体及び定着箇所が写されているカラー写真

（５）　周囲の状況が分かるカラー写真

3　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

4　該当する□内に印を付すこと。

5　※欄は、記入しないこと。

様式第１２号(第２１条関係)

立入検査員身分証明書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | | (表) |
|  |  | 第　　　　　号  屋外広告物立入検査員証  　所属  　氏名  　上記の者は、栗東市屋外広告物等に関する条例第２７条第１項に規定する立入検査員であることを証明します。  　　　　年　　月　　日  栗東市長 |
| 5.5センチメートル | |
|  |  |
|  |  |  |
|  | | 9センチメートル |

|  |  |
| --- | --- |
|  | (裏) |
|  | 栗東市屋外広告物等に関する条例抜すい  　(立入検査)  第２７条　市長は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、その命じた者に広告物若しくは掲出物件の存する土地及び建物に立ち入らせ、広告物若しくは掲出物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。  ２　前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。  ３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 |